

No.1

令和3年12月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

報告第 1 6 号	専決処分の承認を求めることについて.....	1 頁
議案第 7 7 号	戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例.....	1 0 頁
議案第 7 8 号	戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	1 1 頁
議案第 7 9 号	戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	1 2 頁
議案第 8 0 号	戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	1 6 頁
議案第 8 1 号	戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負変更契約について.....	2 2 頁
議案第 8 2 号	財産の取得について.....	2 3 頁
議案第 8 3 号	指定管理者の指定について.....	2 6 頁
議案第 8 4 号	指定管理者の指定について.....	2 9 頁
議案第 8 5 号	市道路線の認定について.....	3 0 頁
議案第 8 6 号	令和 3 年度戸田市一般会計補正予算（第 8 号）.....	別冊 No. 2
議案第 8 7 号	令和 3 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）.....	別冊 No. 2
議案第 8 8 号	令和 3 年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第 2 号）.....	別冊 No. 2
議案第 8 9 号	令和 3 年度戸田市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）.....	別冊 No. 2

- 議案第 9 0 号 令和 3 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算
(第 1 号) 別冊 No. 2
- 議案第 9 1 号 令和 3 年度戸田市火災共済事業特別会計補正予算(第 1
号) 別冊 No. 2
- 議案第 9 2 号 令和 3 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
補正予算(第 2 号) 別冊 No. 2
- 議案第 9 3 号 令和 3 年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第 2 号) 別冊 No. 2
- 議案第 9 4 号 令和 3 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算
(第 1 号) 別冊 No. 2
- 議案第 9 5 号 令和 3 年度戸田市水道事業会計補正予算(第 1 号) 別冊 No. 3
- 議案第 9 6 号 令和 3 年度戸田市下水道事業会計補正予算(第 1 号) 別冊 No. 3

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度戸田市一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度戸田市一般会計補正予算（第7号）

令和3年10月6日

戸田市長 菅原文仁

令和3年度戸田市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度戸田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,356,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,983,105	95,656	12,078,761
	2 国庫補助金	1,795,431	95,656	1,891,087
20 繰越金		791,936	462	792,398
	1 繰越金	791,936	462	792,398
歳入	合計	57,260,278	96,118	57,356,396

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		4,781,475	95,656	4,877,131
	1 保健衛生費	3,104,806	95,656	3,200,462
8 土木費		5,031,776	462	5,032,238
	4 都市計画費	3,535,553	462	3,536,015
歳出	合計	57,260,278	96,118	57,356,396

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15国庫支出金	11,983,105	95,656	12,078,761
20繰越金	791,936	462	792,398
歳入合計	57,260,278	96,118	57,356,396

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				特 国県支出金	定 地方債	源 その他
4衛生費	4,781,475	95,656	4,877,131	95,656		
8土木費	5,031,776	462	5,032,238			462
歳出合計	57,260,278	96,118	57,356,396	95,656		462

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	額	
3 衛生費 国庫補助金	305,941	95,656	401,597	1 保健衛生費 補助金	95,656	5 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 既定額 291,556 補正額 95,656
計	1,795,431	95,656	1,891,087			95,656

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	791,936	462	792,398	1 繰越金	462	1 前年度繰越金 既定額 791,936 補正額 462	462
計	791,936	462	792,398				

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				補正額の財源			区分	金額			
				特	定	財			一般財源		
費	1,543,632	95,656	1,639,288	国	地方債	その他	11 役務費	12 委託料		13 使用料及び賃借料	
2 予防費	1,543,632	95,656	1,639,288	95,656				11 役務費	92,117	23	95,656
								・手数料			3,516
								既定額	37,094		3,516
								補正額	3,516		
								12 委託料			92,117
								既定額	907,202		
								補正額	92,117		
								・新型コロナウイルスワクチン接種券印刷封入封緘発送及びコールセンター運営等業務			
								・新型コロナウイルスワクチン接種券印刷封入封緘業務 (3 回目接種分)			
								・新型コロナウイルスワクチンシステム改修業務 (3 回目接種分)			
								・新型コロナウイルスワクチン予診票確認業務			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特	一般財源		区分	金額	
					国県支	地方債			
									<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン 予診票・請求書確認及び接種券発送等業務 13使用料及び賃借料 ・賃借料 (23) 既定額 10,697 補正額 23
計	3,104,806	95,656	3,200,462			95,656			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画 総務費	130,658	462	131,120	1 報酬		462	462	8 旅費	70	462	392	392	462	
				1 報酬	8 旅費									
														4. 開発指導事業(まちづくり推進課)
計	3,535,553	462	3,536,015			462								

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与			費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	与 期末手当 (年間支給月分)	通 勤 手 当	計	共 済 費		
補 正 後	長 等		30,360	13,511 (4.45)	268	44,139	7,568	51,707	
	議 員	142,206		63,279 (4.45)		205,485	47,513	252,998	
	その他の 特別 職	73,150				73,150		73,150	
	計	215,356	30,360	76,790	268	322,774	55,081	377,855	
補 正 前	長 等		30,360	13,511 (4.45)	268	44,139	7,568	51,707	
	議 員	142,206		63,279 (4.45)		205,485	47,513	252,998	
	その他の 特別 職	72,758				72,758		72,758	
	計	214,964	30,360	76,790	268	322,382	55,081	377,463	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別 職	392	0	0	0	392	0	392	
	計	392	0	0	0	392	0	392	

議案第77号

戸田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和3年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第78号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(戸田市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 戸田市国民健康保険税条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条中「20,000円」を「25,900円」に改める。

第21条第1号ア中「14,000円」を「18,130円」に改め、同条第2号ア中「10,000円」を「12,950円」に改め、同条第3号ア中「4,000円」を「5,180円」に改める。

第2条 戸田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第4条中「25,900円」を「31,800円」に改める。

第21条第1号ア中「18,130円」を「22,260円」に改め、同条第2号ア中「12,950円」を「15,900円」に改め、同条第3号ア中「5,180円」を「6,360円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第79号

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

(戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業(第42条 - 第48条)」を 「第5章
第6章

事業所内保育事業(第42条 第48条) に改める。
雑則(第49条) 」

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この
号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに
類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄
本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識す
ることができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に
おいて同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、
書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うこ
とができる。

(戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子
育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど
も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第
24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次中「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条 - 第61条）」を「第2章 雑則（第53条）」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第2章を次のように改める。

第2章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施

設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意

の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 8 0 号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項中

「

<p>ア イ又はウに掲げる手数料以外の長期優良住宅建築等計画</p>	<p>1 件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>ア 新築の場合 57,000 円</p> <p>イ 増築又は改築の場合 85,000 円</p> <p>(2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅</p> <p>ア 新築の場合 127,000 円</p> <p>イ 増築又は改築の場合 194,000 円</p> <p>共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の額を申請戸数で除した額（100 円未満は、切捨てとする。）が 1 戸の手数料となる。</p>
<p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下この表において「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登</p>	<p>1 件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>ア 新築の場合 6,000 円</p> <p>イ 増築又は改築の場合 10,000 円</p> <p>(2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅</p> <p>ア 新築の場合 13,000 円</p> <p>イ 増築又は改築の場合 21,000 円</p> <p>共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の額を申請戸数で除した額（100 円未満は、切捨てとする。）が 1 戸の手数料となる。</p>

<p>録住宅性能評価機関」という。)による技術的審査を受けた長期優良住宅建築等計画</p>	
<p>ウ 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下この表において同じ。)の交付を受けた長期優良住宅建築等計画</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 23,000円</p> <p>(2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅 72,000円</p> <p>共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の額を申請戸数で除した額(100円未満は、切捨てとする。)が1戸の手数料となる。</p>

を
「

<p>ア イに掲げる手数料以外の長期優良住宅建築等計画</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>ア 新築の場合 57,000円</p> <p>イ 増築又は改築の場合 85,000円</p> <p>(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての</p>
---------------------------------	--

	住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。) ア 新築の場合 127,000円 イ 増築又は改築の場合 194,000円
イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この表において「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する設計住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下この表において同じ。）の交付を受けた長期優良住宅建築等計画	1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅 ア 新築の場合 8,000円 イ 増築又は改築の場合 13,000円 (2) 共同住宅等 ア 新築の場合 17,000円 イ 増築又は改築の場合 25,000円

に改め、同表第3項中「又はウ」を削り、

「

イ 登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた長期優良住宅建築等計画	1 件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 別表第 1 第 1 項に定める額 (2) 第 1 項イに定める額 (3) ア(3)に定める額 (4) ア(4)に定める額
ウ 品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画	1 件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 別表第 1 第 1 項に定める額 (2) 第 1 項ウに定める額 (3) ア(3)に定める額 (4) ア(4)に定める額

」

を

「

イ 品確法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書又は同条第 4 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画	1 件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 別表第 1 第 1 項に定める額 (2) 第 1 項イに定める額 (3) ア(3)に定める額 (4) ア(4)に定める額
--	---

」

に改め、同表第 4 項中「又はウ」を削り、

「

イ 登録住宅性	1 件につき、次に掲げる額を合算して得た金額
---------	------------------------

能評価機関による技術的審査を受けた長期優良住宅建築等計画	(1) 別表第1第1項に定める額 (2) 第1項イに定める額に2分の1を乗じて得た額 (3) 第3項ア(3)に定める額 (4) 第3項ア(4)に定める額
ウ 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 別表第1第1項に定める額 (2) 第1項ウに定める額に2分の1を乗じて得た額 (3) 第3項ア(3)に定める額 (4) 第3項ア(4)に定める額

」

を

「

イ 品確法第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 別表第1第1項に定める額 (2) 第1項イに定める額に2分の1を乗じて得た額 (3) 第3項ア(3)に定める額 (4) 第3項ア(4)に定める額
--	--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施

行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の戸田市建築基準法等関係事務手数料条例別表第2第1項イ中

「

イ 増築又は改築の場合 21,000円

共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の額を申請戸数で除した額（100円未満は、切捨てとする。）が1戸の手数料となる。

」

とあるのは、

「

イ 増築又は改築の場合 21,000円

」

とする。

令和3年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 8 1 号

戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負変更契約について

戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田駅西口駅前交通広場整備工事
- 2 場 所 戸田市大字新曾字柳原418番2外
- 3 工事内容 戸田駅西口駅前交通広場の整備に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金258,280,000円
変更後 金284,268,600円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金25,842,600円)
- 5 工 期 令和2年12月25日から令和4年2月28日まで
- 6 契 約 者 戸田市美女木五丁目4番地の2
株式会社市ヶ谷組
代表取締役 市ヶ谷 昌彦

令和3年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 8 2 号

財産の取得について

小・中学校学習系学習者用パソコン（追加整備分）機器一式として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 9 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 小・中学校学習系学習者用パソコン（追加整備分）機器一式
- 2 納入場所 市立小学校 1 2 校、市立中学校 6 校及び教育センター
- 3 仕様内容 学習者用パソコン 1, 4 7 1 台
学習者用タブレット 6 8 台
- 4 金額 金 1 0 7, 2 8 0, 8 9 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 9, 4 1 8, 9 9 0 円)
- 5 納入期限 令和 4 年 2 月 2 8 日
- 6 契約者 東京都千代田区外神田六丁目 1 5 番 1 2 号
富士電機 I T ソリューション株式会社
代表取締役 及 川 弘

令和 3 年 1 1 月 2 2 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 8 2 号参考

小・中学校学習系学習者用パソコン（追加整備分）機器一式概要

1 概要

市立小学校及び中学校では、児童生徒 1 人 1 台端末による学校 I C T 活用環境を整備することを目的として、平成 3 0 年度からパソコンの導入を進め、令和 2 年度には公立学校情報機器整備費補助金の補助対象である 7 , 6 8 0 台のパソコンを購入したところであるが、本件は全児童生徒 1 人 1 台端末を達成するために追加整備を実施するものである。

2 仕様

学習者用パソコン 1 , 4 7 1 台

内訳 小学校 1 2 校分 1 , 3 2 3 台

中学校 6 校分 1 3 8 台

教育センター分 1 0 台

学習者用タブレット 6 8 台

内訳 小学校 1 2 校分 2 8 台

中学校 6 校分 1 5 台

教育センター分 2 5 台

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
富士電機ITソリューション(株)		97,861,900	落札
(株)スリウエイ		97,866,482	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	98,200,300
予 定 価 格	98,200,300

議案第 8 3 号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
彩湖・道満グリーンパーク外 8 4 公園 別紙のとおり
- 2 指定管理者候補者の名称
戸田市美女木八丁目 1 5 番地の 4
公益財団法人戸田市水と緑の公社
- 3 指定する期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
令和 3 年 1 1 月 2 2 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

別紙

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

1	彩湖・道満グリーンパーク	2 6	天王公園
2	荒川水循環センター上部公園	2 7	山宮公園
3	喜沢南公園	2 8	谷口公園
4	戸田公園駅西口緑地	2 9	根木橋公園
5	戸田公園駅東口緑地	3 0	圃中公園
6	戸田公園駅南緑地	3 1	野竹公園
7	(仮称) 2号公園	3 2	下町公園
8	上町第一公園	3 3	夏浜公園
9	上町第二公園	3 4	早瀬公園
10	元蕨第一公園	3 5	後第一公園
1 1	元蕨第二公園	3 6	後第二公園
1 2	元蕨第三公園	3 7	氷川公園
1 3	東町公園	3 8	喜沢第一公園
1 4	鍛冶谷町公園	3 9	喜沢第二公園
1 5	新田口公園	4 0	外仲田公園
1 6	立野際公園	4 1	山宮北公園
1 7	番匠免公園	4 2	谷口北公園
1 8	重瀬公園	4 3	笹目南公園
1 9	美女木公園	4 4	馬場公園
2 0	藪雨公園	4 5	川岸公園
2 1	堀ノ内公園	4 6	下前公園
2 2	修行目公園	4 7	下戸田第一公園
2 3	砂場公園	4 8	下戸田第二公園
2 4	美笹公園	4 9	後谷第二公園
2 5	柳坪公園	5 0	荒井前公園

5 1	後谷第一公園	7 8	新曾柳原児童遊園地
5 2	中町公園	7 9	南町児童公園
5 3	早瀬東公園	8 0	馬場ふれあい公園
5 4	笹目南さくら公園	8 1	氷川町 1 丁目児童公園
5 5	けやき公園	8 2	芦原たんぼ公園
5 6	本村公園	8 3	ボール公園
5 7	立野際小公園	8 4	噴水公園
5 8	喜沢南児童遊園地	8 5	緩衝緑地
5 9	中町 2 丁目児童遊園地		
6 0	下前 1 丁目遊園地		
6 1	稻荷木公園		
6 2	本町 4 丁目児童遊園地		
6 3	本町 5 丁目児童遊園地		
6 4	曲尺手遊園地		
6 5	南町児童遊園地		
6 6	新曾南 1 丁目児童遊園地		
6 7	菖蒲遊園地		
6 8	新曾南 4 丁目児童遊園地		
6 9	氷川町児童遊園地		
7 0	上前谷遊園地		
7 1	根木橋児童遊園地		
7 2	喜沢 2 丁目児童公園		
7 3	下戸田 1 丁目児童公園		
7 4	後谷児童遊園地		
7 5	本町 1 丁目児童遊園地		
7 6	川岸 3 丁目遊園地		
7 7	大前公園		

議案第 8 4 号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
戸田市立健康福祉の杜
- 2 指定管理者候補者の名称
戸田市大字上戸田 5 番地の 7
社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
- 3 指定する期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
令和 3 年 1 1 月 2 2 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 8 5 号

市道路線の認定について

下記の市道路線を認定したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）
第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

路線番号	起 点	終 点	延 長	幅 員	摘要
市道第 4333 号線	美女木五丁目 17 番 28 地先	美女木五丁目 17 番 31 地先	41.92m	4.30m	開発 帰属
市道第 4334 号線	笹目三丁目 4 番 33 地先	笹目三丁目 4 番 29 地先	82.95m	4.30m	開発 帰属

令和 3 年 1 1 月 2 2 日提出

戸田市長 菅 原文 仁